

検察官の勤務延長について（200116 メモ）

第1 一般職の国家公務員の定年制度

1 定年制度の目的

適正な新陳代謝の促進と長期的展望に立った計画的な人事管理の展開を通じて、職員の士気の高揚を図り、組織の活力を維持するとともに、職員を安んじて公務に専念させ、もって、より能率的な公務の運営を図る点にあるとされている（森園幸男ほか編「逐条国家公務員法（全訂版）」688頁参照）。

2 定年による退職と国家公務員の定年年齢

国家公務員は、「法律に別段の定めのある場合」を除き、定年に達したときは、その者に係る定年退職日（通常は、定年に達した日以後の最初の3月31日）の満了とともに、自動的に退職することとされている（国公法第81条の2、人事院規則11-8第2条ないし第5条）。

そして、国家公務員の定年年齢は、同条第2項において「年齢60年」、すなわち、60歳と規定されている。

なお、同条ただし書きにおいて、その例外が定められており、病院の医師、歯科医師等（65歳）、守衛、用務員等（63歳）、「その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢60年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの」として、事務次官、外局の長官（62歳）、金融庁長官、国税不服審判所長（65歳）等がある。

3 検察官の定年年齢

国公法附則第13条は、職務と責任の特殊性に基づく国公法の特例を要する場合に、法律又は人事院規則による規定を許容しているところ、検察庁法第32条の2において、検察官の定年に関する同法第22条については、国公法の特例を定めたものと規定されている。

このように、検察官の定年年齢は、国公法第81条の2第1項の「法律に別段の定めがある場合」の特例として、検察庁法第22条のとおり、検事総長については65歳、その他の検察官については63歳となっている。

検察官の定年に関する規定については、昭和60年の国公法改正により一般の国家公務員に関する定年制度が導入される以前に存在していたことから、定年年齢に差異がある点については、職務と責任の特殊性に由来するというほかはないが（伊藤栄樹「新版検察庁法逐条解説」140頁参照），検察官の定年制度そのものの趣旨としては、検察庁法のいわば前身である裁判所構成法（明治23年法律第6号）の審議においても、「後進の為めに進路を開いて新進の者をして其地位を進めして、以て司法事務の改善を図る」ということの目的のために」などと説明されていたところであって（第44回帝国議会衆議院裁判所構成法中改正法律

外1件委員会議録（第1回）における政府委員発言），適正な新陳代謝の促進等により能率的な公務の運営を図るといった国公法の定年制度の趣旨と差異はないと考えられる。

第2 勤務延長制度

1 勤務延長制度とその目的

国公法上，定年退職予定者が従事している職務に関し，職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情が認められる場合に，定年退職の特例として，定年退職日以降も，一定期間，当該職務に引き続き従事させることができることとされている（国公法第81条の3，人事院規則11—8第6条ないし第10条）。

その趣旨は，国の業務は，多種多様な職務と多数の職員との組合せによって遂行されているものであり，個々の業務についてみた場合，特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることができ公務遂行上どうしても必要なことがあり得るところ，このような場合には，定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認め，公務遂行に支障を生じさせないようにしようとする点にあるとされている（前記逐条国家公務員法（全訂版）698頁）。

2 勤務延長制度の対象となる職員と検察官への適用の可否

国公法第81条の3第1項（同項を受けた第2項も同様）は，「定年に達した職員が前条（=国公法第81条の2）第1項により退職すべきこととなる場合」において，職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情が認められる場合に引き続いて勤務させることができると規定しており，勤務延長制度の対象となる職員は，「国公法第81条の2第1項により退職した者」である必要がある。

そして，同項は，「職員は，法律に別段の定めのある場合を除き，定年に達したときは，定年に達した日以後における最初の3月31日～に退職する。」と規定し，同条第2項において，その定年年齢が原則として60歳であるとされているため，①定年年齢である60歳に達する職員であって，②定年年齢に達した日以降の最初の3月31日に退職することとなる者が，勤務延長制度の対象となる。

この点，検察官については，検察庁法第22条において，「検事総長は，年齢が65年に達した時に，その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する」とこととされ，①退職年齢及び②退職日（=退官日）の2点に関して，一般の国家公務員の特例が規定されている（逆に言えば，一般法たる国公法の定年制度に関しては，上記2点のみが特例として定められたものとも考えられる。この点に関し，前記逐条国家公務員法（全訂版）1233頁は，「昭和60年の国公法改正により，検察庁法は定年年齢と定年による退職時期とについて特例を定めるものとなった。」とする。）。

そして，国公法第81条の2第1項にいう「法律に別段の定めがある場合」として，検察庁法第22条による検事総長及び検察官の定年に関する規定が該当

し、このことを理由として、検察官については、そもそも国公法の定年制度（ひいては特例延長制度）の対象とはならないとの考え方もあり得るところである。

しかしながら、前記のとおり、定年制度の趣旨自体は、一般の国家公務員と検察官とで異なるものではなく、検察庁法第22条により、定年年齢と定年による退職（退官）時期の2点に限って国公法に定める定年制度の特例となっていると考えられること、また、検察官に一般の国家公務員と異なる定年「年齢」が定められているのは、職務と責任の特殊性によるものに過ぎず、定年を迎えた職員について、勤務延長制度の目的である、職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情が認められる場合に、定年退職の特例として、定年退職日以降も、一定期間、当該職務に引き続き従事させることができるという要請自体は、検察官にも等しく妥当するものと考えられることに照らせば、検察官についても、国公法第81条の3に規定される特例延長制度の適用は排除されておらず、定年を迎える検察官に対し、任命権者において、勤務延長を命ずることも可能であると考えられる。

また、勤務延長制度の対象となる職員について、国公法は、「定年に達した職員が国公法第82条の2第1項の規定により退職すべきこととなる場合」としている点については、（本来であれば、国公法に定年制度が導入された時点で、検察庁法に必要な読替規定を置くことが望ましかったとも言えるが、）一般法たる国公法の諸規定（懲戒、服務等）については、特に読替規定を置くこともなく、当然に検察官にも適用していることから明らかなどおり、解釈上、検察官が同法82条の3に規定する勤務延長制度の対象となる職員と考えることに問題はなく、その結果、検察官に同制度を適用することについても問題はないと考えられる。

3 その他

検察官について国公法の定年制度が適用されるとした場合、これを前提とする再任用制度（国公法第81条の4）についても、検察官への適用は排除されないと解するのが自然である。

しかしながら、検察官については、一般の国家公務員と異なり、定年年齢が63歳であったために、これまで年金接続の問題が顕在化していなかったこと、検察官は、犯罪の捜査や公訴の提起、刑事裁判への立会といった事務（検察事務）を自己の責任において行うこととされ、その職務内容が、週の一部や一日のうち限られた時間のみ勤務するといった短時間再任用制度にもなじまなかつたこと、国公法上、再任用については、任命権者が任意に職員を採用することができる旨の規定であることから、これまで、検察官については再任用を行わず、法務大臣訓令等の必要な下位法令も設けていなかったものである。

以上